

東京外国語大学スポーツ施設の地域住民等の使用に関する申合せ

〔 令和6年3月26日
規 則 第65号 〕

(目的)

第1条 この申合せは、東京外国語大学スポーツ施設使用に関する取扱要項(平成15年3月28日規則第13号。)第14条の規定に基づき、東京外国語大学(以下「本学」という。)のスポーツ施設について、地域住民等に使用させる場合に必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 スポーツ施設は、その用途又は目的を妨げない限度において、別表に定める施設を地域住民等に使用させることができる。

(使用の申込み)

第3条 地域住民等が別表のスポーツ施設を使用する場合は、スポーツ施設使用許可申請書(第1号様式)に必要事項を記載の上、原則として許可を受けようとする日の前月の25日までに学長に申請しなければならない。

(許可書の交付)

第4条 前条の申込みについて学長が差し支えないと認めたときは、スポーツ施設使用許可書(第2号様式)を交付する。

2 前項によりスポーツ施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、国立大学法人東京外国語大学施設利用料金規程(平成16年4月1日規則第94号)第2条別表に定める利用料金を指定する期日までに納付しなければならない。

(使用の取消)

第5条 使用者は、使用の取消をする場合は、原則使用日の3日前までに申し出なければならない。

(使用の中止)

第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を中止させることができる。

- (1) 災害、事故その他、使用者の責によらない事由により使用できなくなったとき
- (2) 本学において緊急に使用する必要が生じたとき
- (3) 管理運営上、支障があると認められるとき

(原状回復)

第7条 使用者が故意又は過失によって施設、設備等を滅失し、破損し、又は汚損したときは、本学の指示に従って速やかに原状に復さなければならない。

(整理清掃)

第8条 使用者は、使用後整理清掃の上、本学職員又は本学警備員に報告し確認を受けなければならない。

(補足)

第9条 この申合せに定めるもののほか、別表のスポーツ施設の使用に際しては、本学職員又は本学警備員の指示に従うものとする。

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

別 表

施設名
屋内運動場メインアリーナ
屋内運動場サブアリーナ
テニスコート
人工芝グラウンド

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

国立大学法人東京外国語大学長 殿

申請者

代表者氏名

住所

電話番号

メールアドレス

副代表者氏名

住所

電話番号

メールアドレス

スポーツ施設使用許可申請書

貴学「スポーツ施設」の使用について、下記のとおり申請します。

使用期間	自 月 日 時 至 月 日 時 延 時間
使用目的	
使用人数	人
使用する施設	
その他必要事項	

第2様式（第4関係）

年 月 日

殿

国立大学法人東京外国語大学長

スポーツ施設使用許可書

月 日付願出の下記施設の使用を許可します。

使 用 施 設 名	
使 用 月 日	自 月 日 時 至 月 日 時 延 時間
使 用 目 的	
使 用 人 数	人
使 用 料	
使 用 条 件	別紙の留意事項及び本書裏面記載の使用心得に従うこと。

(裏面)

使用心得

- 1 使用許可書は、常に責任者が携帯し、本学職員の請求に応じその都度提示しなければならない。
- 2 建物、工作物、備品等を損傷しないように十分注意すること。
- 3 構内での火気は厳禁とし、建物内は禁煙とする。
- 4 使用施設等は、常に清潔に保ち、使用目的以外に使用し、又は他へ転貸してはならない。
- 5 営業行為等は、してはならない。
- 6 許可を受けた範囲以外の場所に無断で出入りしないこと。
- 7 使用後は、すみやかに整理清掃をすること。
- 8 その他細部の事項に関しては、その都度本学職員又は本学警備員の指示に従うものとする。